

控 訴 状

令和4年2月16日

東京高等裁判所 御中

5

控訴人訴訟代理人

弁護士 川 島 清

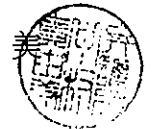


同 川 島 志



10

同 中 村 真 由



同 原 田 隆 之



〒259-0392

15

神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

控訴人 湯河原町

同代表者 湯河原町議会議長 村瀬公大

処分行政庁 湯河原町議会

20

〒231-0006 (送達場所)

横浜市中区南仲通3丁目35番地

横浜エクセレントⅢ9階

川島法律事務所（神奈川県弁護士会所属）

控訴人訴訟代理人

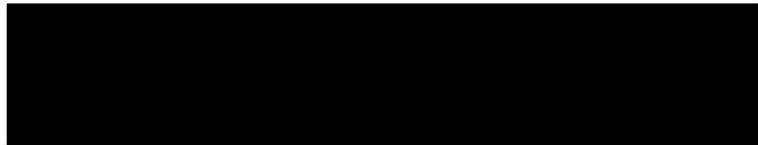
25

弁護士 川 島 清 嘉

同 川 島 志 保

同 中 村 真 由 美
同 原 田 隆 之 介
電 話 0 4 5 - 6 6 2 - 2 0 4 1
F A X 0 4 5 - 6 6 2 - 5 4 0 8

5



被控訴人 ゆがわら町民オンブズマン
同代表者代表幹事 濱 田 知 子

10

行政文書非公開決定処分取消等請求控訴事件

訴訟物の価額 1 6 0 万円

貼用印紙の額 1 万 9 5 0 0 円

15 上記当事者間の横浜地方裁判所令和3年（行ウ）第29号行政文書非公開決定処分取消等請求事件について、令和4年2月2日言い渡された判決は、一部不服であるから、控訴を提起する。

第1 原判決の表示

20

主 文

- 1 処分行政庁が令和3年2月26日付けで原告に対してした行政文書非公開決定（2湯議第209号の2）を取り消す。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。

25

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決の主文第1項の理由のうち、湯河原町会議規則（以下「会議規則」という。）第92条第1項が湯河原町情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第5条第7号の「法令等」に当たらず、会議規則の規定を理由として、
5 湯河原町町税等徴収対策強化特別委員会の秘密会議事録に記載された情報（以下「本件情報」という。）が非公開情報に該当するということとはできないとの判断を取消し、判決理由中において、会議規則第92条第1項は情報公開条例第5条第7号の「法令等」に当たり、本件情報は会議規則が定める非公開情報に該当するとの判断、及び、
10 2 訴訟費用は、第一、二審を通じ、被控訴人の負担とするとの判決を求める。

第3 控訴の理由

- 1 原判決は、湯河原町議会の令和3年2月26日付け行政文書非公開決定（2
15 湯議第209号の2。以下「本件処分」という。）について、（1）本件処分に係る理由の説明が不十分であったこと、及び、（2）秘密会の議事は公表しないことを定めた会議規則第92条第1項は情報公開条例第5条第7号の「法令等」に当たらず、会議規則の規定を理由として、本件情報が非公開情報に該当するということとはできないこと、の2つの違法事由を挙げて、本件
20 処分は取消しを免れないと判断した。
- 2 しかし、湯河原町議会の制定者意思からすれば、会議規則第92条第1項が情報公開条例第5条第7号の「法令等」に該当することは明らかであるから、原判決の上記（2）の判断は、本件条例第5条第7号の「法令等」の解釈及び適用を誤った違法がある。
- 25 3 原判決の上記（2）の判断は、行政事件訴訟法第33条第1項の規定により、本件処分について湯河原町議会を拘束力するので、この拘束力を排除す

るため、本件控訴を提起した。

4 控訴理由の詳細は追って提出する。

5

添付書類

1 訴訟委任状

1 通

以上